

平成28年鎌ヶ谷市農業委員会第2回定例総会議事録

鎌ヶ谷市農業委員会会長葛山繁隆は、平成28年鎌ヶ谷市農業委員会第2回定例総会を鎌ヶ谷市総合福祉保健センター4階会議室において開催するにあたり、各委員を招集する。

・日 時 平成28年2月23日 午後4時00分

・出席委員 14名

2. 鈴木 幹男 委員 3. 勝又 勝 委員 4. 浅海 博行 委員
5. 石井 栄一 委員 6. 濱田 光一 委員 7. 池ヶ谷富士夫委員
8. 大野 幸一 委員 9. 鈴木 吉夫 委員 10. 鈴木 徳市 委員
13. 小金谷正男 委員 14. 時田 将 委員 15. 葛山 繁隆 委員
16. 秋山 秀雄 委員 17. 山田 芳裕 委員

・欠席委員 3名

1. 勝浦 信正 委員 11. 澁谷 誠幸 委員 12. 石井 君雄 委員

・事務局出席者

事務局長 小金谷 幸次 事務局次長 垣岡 俊男 副主幹 浅海 一洋

・会議日程

議事録署名委員の指名について

議事

議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について	1件
議案第3号 農用地利用集積計画について	2件
議案第4号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について	1件
議案第5号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について	1件
報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について	1件
報告第2号 農地法第4条の規定による転用届出について	3件
報告第3号 農地法第5条の規定による転用届出について	5件
報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について	1件
報告第5号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について	2件

・開 会 午後4時00分

葛山 議長 ただいまの出席委員は14名です。定足数に達しておりますので、平成28年鎌ヶ谷市農業委員会第2回定例総会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。

葛山 議長 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員に

13番小金谷正男委員

14番時田将委員を指名いたします。

葛山 議長 お諮りいたします。

議案第1号より逐次審議することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

葛山 議長

ご異議なしと認め、議案第1号より逐次審議いたします。

今回の現地調査班は、第1班です。小金谷正男班長より総括的な報告をお願いいたします。

小金谷班長

議長

葛山 議長

13番、小金谷正男班長

小金谷班長

第1班の現地調査の報告をいたします。

平成28年2月15日午後1時半に事務局に集合し、申請内容等の説明を受けた後、班員3名、葛山会長、鈴木会長職務代理人、事務局職員2名と共に現地調査を実施しました。

提出された案件は、農地法第4条の規定による許可申請について1件、農地法第5条の規定による許可申請について1件、農用地利用集積計画について2件、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について1件、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について1件の計6件です。

現地調査後、午後4時より農地法第4条及び第5条の2件について、審査会を実施しました。

1班といたしましては、いずれの案件も許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

なお、詳細につきましては班員より報告いたします。

以上で1班の総括報告を終わります。

葛山 議長

ありがとうございました。それでは、議案第1号農地法第4条の規定による許可申請について、審議番号1を議題といたします。

葛山 議長

事務局に議案の説明をお願いします。

垣岡 次長

議長

葛山 議長

垣岡次長

垣岡 次長

議案書の3ページをご覧ください。

議案第1号農地法第4条の規定による許可申請について、審議番号1でございいます。

申請地は、畑1筆で、面積1,749平方メートルです。

転用計画は、太陽光パネル設置用地です。

申請理由は、申請人は、農業を営んでおりますが、高齢化による農地の管理に苦慮していたことから、申請地の活用を検討したところ、近隣に高い建物が無く、また、若干の傾斜があるため設置に適していることにより、太陽光パネルの設置用地として計画をしたもので、転用計画は適当であるものと思われま

す。周辺農地への被害防除につきましては、周囲に既設ブロック3段積み及びコ

ンクリート板並びに金属板を設け、周囲を囲うとともに敷地内を整地し、転圧後ウッドチップを30センチメートルの厚さで敷くことで、雨水を自然浸透させ、隣地への流出を抑制します。

農地区分は、ガス及び水道管が埋設された幅員4メートル以上の道路に隣接し、半径500メートル以内に公共及び医療施設が二つ以上あることから、第3種農地に該当します。

資金につきましては、自己資金及び借入金で賄い、自己資金は金融機関の残高証明書により、また、借入金は融資見込証明依頼書で確認しています。

関係法令につきましては、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に該当しますが、「再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について」の写しにより確認しています。

また、信用につきましては、過去に重大な違反行為もなく、問題はないものと思われます。

以上です。

葛山 議長

現地調査の報告を求めます。

秋山 委員

議長

葛山 議長

16番、秋山秀雄委員

秋山 委員

議案第1号農地法第4条の規定による許可申請について、審議番号1の報告をいたします。

平成28年2月15日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

申請地は、畑1筆、面積1,749平方メートルの普通畑です。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、現地は若干の傾斜地になっていることから、傾斜を残して整地するのかの確認に対し、そのとおりですとのことでした。

また、敷地内に車両の駐車場所がないことにより、施設管理等に伴い車両で訪れた場合の駐車場所を確認したところ、申請人の住居が近くにあるので、そこに駐車させる予定であるとのことでした。

次に、敷地内全体にウッドチップを敷き詰めるとのことにより、強風等による飛散の心配はないのかとの質問に対し、正確には5センチから10センチ程度の木材の端材を利用するので飛散の恐れはないとのことでした。

続いて、前面道路は交通量が多く、通学路にもなっていることから、工事期間中は十分注意すること。

許可後は、速やかに着工し、工事完了後は完了報告を提出したうえ、地目変更を行うよう指導しました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほどをよろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

葛山 議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

葛山 議長

なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

議案第1号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることにご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

葛山 議長

全員賛成により、議案第1号は、可決されました。

葛山 議長

つづいて、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1を議題といたします。

葛山 議長

事務局に議案の説明をお願いします。

垣岡 次長

議長

葛山 議長

垣岡次長

垣岡 次長

議案書の4ページをご覧ください。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1でございます。

申請地は、畑1筆で、面積9,879平方メートルの内283.32平方メートルです。

転用計画は、使用貸借による農家住宅用地です。

申請理由は、譲受人は、現在、両親宅に同居していますが、結婚予定であることから、今後、同居では現在の居住空間が手狭になる為、申請地に農家住宅を計画するものです。

また、譲渡人は、市街化区域内に土地は所有しておらず、農業経営を考慮し、自宅の隣接地を選択したもので、転用計画は適当であるものと思われま

す。なお、申請農地の一部が駐車スペース等として、利用されていたことについて、始末書を提出しています。

周辺農地への被害防除につきましては、雨水対策として、敷地内に浸透枡を4ヶ所設置し、敷地外への流出を抑制します。

また、日照・通風については、特に影響はないものと考えております。

農地区分は、ガス及び水道管が埋設された幅員4メートル以上の道路に隣接し、半径500メートル以内に鉄道の駅及び教育施設等が二つ以上あることから、第3種農地に該当します。

資金につきましては、親からの借入金で賄い、確約書により確認しています。

関係法令につきましては、都市計画法に該当しますが、開発行為又は建築に関する証明書交付申請書の写しにより申請済みであることを確認しております。

また、信用につきましては、過去に重大な違反行為もなく、問題はないもの

と思われます。

以上です。

葛山 議長 現地調査の報告を求めます。

濱田 委員 議長

葛山 議長 6番、濱田光一委員

濱田 委員 議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1の報告をいたします。

平成28年2月15日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

申請地は、畑1筆、面積9,879平方メートルの内、283.32平方メートルの普通畑です。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、現在使用している通路上にブロック1段積みを設置することになっていることにより、営農等に支障は出ないのかとの確認に対し、営農上に支障があるので設置を取り止めるとの回答であったため、総会前までに関係資料の差し替え等を依頼し、本日、差し替えられた資料によりブロック1段積みの設置が無いことを確認しました。

また、農家住宅の1階部分は家庭用の倉庫であることを確認しました。

次に、前面道路は交通量が多く、通学路にもなっていることから、工事期間中には十分に注意すること。

許可後は速やかに着工し、工事完了後は完了報告を提出するよう指導しました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほどをよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

葛山 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

葛山 議長 なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

議案第2号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることにご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

葛山 議長 全員賛成により、議案第2号は、可決されました。

葛山 議長 つづいて、議案第3号農用地利用集積計画について、審議番号1を議題といたしますが、審議番号1、審議番号2は関連してしますので、一括審議としたいと思ひますがご異議ありませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

葛山 議長 ご異議なしと認め、審議番号1、審議番号2は一括審議といたします。

葛山 議長 会議規則第10条の規定に基づき、6番濱田光一委員の退席を求めます。
(濱田委員退席)

葛山 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

垣岡 次長 議長

葛山 議長 垣岡次長

垣岡 次長 議案書の5ページをご覧ください。

議案第3号農用地利用集積計画について、審議番号1及び審議番号2は関連しておりますので、一括してご説明いたします。

本件は、農用地利用集積計画の内容が本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合するものであることから、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、鎌ヶ谷市長より平成28年1月28日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められたものです。

計画は、審議番号1が、畑1筆、面積4,507平方メートルの内1,564.80平方メートル、審議番号2は、畑1筆、面積1,008平方メートルの親子が所有する農地を、新規に3年間、賃借権により同一の権利者に利用権の設定を行うものです。

また、権利者は、経営面積、農業従事日数、農業機械等の要件を満たしています。

以上です。

葛山 議長 現地調査の報告を求めます。

池ヶ谷委員 議長

葛山 議長 7番、池ヶ谷富士夫委員

池ヶ谷委員 議案第3号農用地利用集積計画について、審議番号1及び審議番号2は関連していますので、一括して調査報告をいたします。

現地は、審議番号1が、畑1筆、面積4,507平方メートルの内1,564.80平方メートルの普通畑で、審議番号2は、畑1筆、面積1,008平方メートルの普通畑で、適切に管理されていました。

本件は、事務局説明のとおり、農用地利用集積を新規に計画するもので、3年間の賃借による利用権の設定を行おうとするものです。

調査の結果、問題はないものと判断いたしますが、ご審議のほどよろしく願います。

以上で報告を終わります。

葛山 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

葛山 議長 なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

議案第3号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることにご異議のな

い方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

葛山 議長 全員賛成により、議案第3号は、可決されました。

葛山 議長 6番濱田光一委員の除斥を解きます。

(濱田光一委員着席)

葛山 議長 つづいて、議案第4号農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について、審議番号1を議題といたします。

葛山 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

垣岡 次長 議長

葛山 議長 垣岡次長

垣岡 次長 議案書の6ページをご覧ください。

議案第4号農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について、審議番号1でございます。

申請地は、畑1筆、面積130平方メートルで、現況は宅地です。

当該地は、昭和40年8月9日に贈与で取得した農地です。

申請理由は、地目変更です。

農地でなくなった時期の詳細は不明ですが、昭和45年3月7日撮影の航空写真により20年以上前から宅地の状態であったことが確認でき、かつ、この間農地法第51条の違反転用に対する処分も受けていません。

以上です。

葛山 議長 現地調査の報告を求めます。

秋山 委員 議長

葛山 議長 16番、秋山秀雄委員

秋山 委員 議案第4号農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について、審議番号1の現地調査報告をいたします。

事務局において書類審査の後、現地調査を実施しました。

現地は、畑1筆、面積130平方メートルで、現況は住宅が建っており、宅地となっております。

転用後20年以上経過していることが、本証明の条件であります、事務局説明のとおり条件を満たしていることは明らかであります。

書類審査、現地調査の結果何ら問題はないものと思われま。

皆様のご審議のほどよろしくをお願いいたします。

以上で報告を終わります。

葛山 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

葛山 議長 なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

議案第4号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることにご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

葛山 議長

全員賛成により、議案第4号は、可決されました。

葛山 議長

つづいて、議案第5号生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、審議番号1を議題といたします。

葛山 議長

事務局に議案の説明をお願いします。

垣岡 次長

議長

葛山 議長

垣岡次長

垣岡 次長

議案書の7ページをご覧ください。

議案第5号生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、審議番号1でございます。

申請地は、畑1筆、面積510平方メートルです。

本申請は、生産緑地の買取り申出を行うために提出されたものです。

買取り申出事由は、主たる従事者の死亡によるものです。

買取り申出事由の生じた者は、農地の所有者であり、農業に従事していたことは、農地台帳及び家族からの事情聴取により確認しています。

以上です。

葛山 議長

現地調査の報告を求めます。

濱田 委員

議長

葛山 議長

6番、濱田光一委員

濱田 委員

議案第5号生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、審議番号1の調査報告をいたします。

申請地は、畑1筆、面積510平方メートルの普通畑でした。

本申請は、農業従事者の死亡を事由とする生産緑地の買取り申出をするために申請されたもので、事務局説明のとおり、買取り申出事由の生じた者は農業従事者であったことは明らかであり、生産緑地法第10条の規定に基づく主たる従事者であったことを証明することは、適当であると思われま

す。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

葛山 議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

葛山 議長

なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

議案第4号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることにご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

葛山 議長 全員賛成により、議案第5号は、可決されました。

葛山 議長 つづいて、報告事項を議題とします。

報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出について1件を報告いたします。

葛山 議長 事務局の報告をお願いいたします。

浅海副主幹 議長

葛山 議長 浅海副主幹

浅海副主幹 議案書の8ページをご覧ください。

報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出について1件につきましては、内容に不備はありませんでしたので、事務局長専決により、これを受理いたしました。

以上です。

葛山 議長 ただいま報告のあったとおりでございますのでご了承願います。

葛山 議長 つづいて、報告第2号農地法第4条の規定による転用届出について3件、報告第3号農地法第5条の規定による転用届出について5件、計8件を一括報告いたします。

葛山 議長 事務局の報告をお願いいたします。

浅海副主幹 議長

葛山 議長 浅海副主幹

浅海副主幹 議案書の9ページから11ページまでをご覧ください。

報告第2号農地法第4条の規定による転用届出について3件、報告第3号農地法第5条の規定による転用届出について5件、計8件につきましては、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、事務局長専決により、これを受理し、受理通知書を交付いたしました。

以上です。

葛山 議長 ただいま報告のあったとおりでございますのでご了承願います。

葛山 議長 つづいて、報告第4号農地法第18条第6項の規定による通知について1件を報告します。

葛山 議長 事務局の報告をお願いいたします。

浅海副主幹 議長

葛山 議長 浅海副主幹

浅海副主幹 議案書の12ページをご覧ください。

報告第4号農地法第18条第6項の規定による通知について1件につきましては、内容に不備はありませんでしたので、会長専決によりこれを受理いたしました。

以上です。

葛山 議長 ただいま報告のあったとおりでございますのでご了承願います。

葛山 議長 つづいて、報告第5号引き続き農業経営を行っている旨の証明について2件を報告します。

葛山 議長 事務局の報告をお願いいたします。

浅海副主幹 議長

葛山 議長 浅海副主幹

浅海副主幹 議案書の13ページをご覧ください。

報告第5号引き続き農業経営を行っている旨の証明について2件につきましては、事務局において現地調査をしたところ、いずれも農地として耕作されておりましたので、会長専決により証明書を発行いたしました。

以上です。

葛山 議長 ただいま報告のあったとおりでございますのでご了承願います。

葛山 議長 これにて本定例総会に上程されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

以上で、平成28年鎌ヶ谷市農業委員会第2回定例総会を閉会いたします。

閉会 午後4時35分

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため次に署名する。

平成28年3月15日

鎌ヶ谷市農業委員会議長 葛 山 繁 隆

鎌ヶ谷市農業委員会委員 小金谷 正 男

鎌ヶ谷市農業委員会委員 時 田 将